（基準器検査規則の一部改正）

第二条　基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　総則
第一節　通則（第一条―第五条）	第一節　通則（第一条―第五条）
第二節　申請等（第六条―第八条）	第二節　申請等（第六条―第八条）
第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）	第三節　基準器検査の合格条件（第九条―第十八条）
第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）	第四節　基準器検査証印（第十九条―第二十二条）
第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）	第五節　雑則（第二十三条―第二十八条の二）
第二章　長さ基準器	第二章　長さ基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）	第一款　基準巻尺（第二十九条―第三十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）	第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第三十五条―第三十八条）
第二節　基準器公差（第三十九条）	第二節　基準器公差（第三十九条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法
第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）	第一款　基準巻尺（第四十条―第四十四条）
第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）	第二款　タクシーメーター装置検査用基準器（第四十五条―第四十七条）
第三章　質量基準器	第三章　質量基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　通則（第四十八条―第六十六条）	第一款　通則（第四十八条―第六十六条）
第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）	第二款　基準天びん等（第六十七条―第七十五条）
第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）	第三款　基準台手動はかり（第七十六条―第八十二条）
第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）	第四款　基準分銅（第八十三条―第九十条）
第二節　基準器公差（第九十一条）	第二節　基準器公差（第九十一条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法
第一款　通則（第九十二条―第九十八条）	第一款　通則（第九十二条―第九十八条）
第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）	第二款　基準天びん（第九十九条―第百二条）
第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）	第三款　基準台手動はかり（第百三条―第百九条）
第四款　基準分銅（第百十条）	第四款　基準分銅（第百十条）
第四章　温度基準器	第四章　温度基準器
第一節　構造に係る技術上の基準	第一節　構造に係る技術上の基準
第一款　基準ガラス製温度計（第百十一条―第百十六条）	第一款　通則（第百十一条―第百十六条）
第二款　体温計用基準電気式温度計（第百十七条―第百三十条）	第二款　基準ガラス製温度計（第百十七条―第百三十条）
第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条の二）	第二節　基準器公差（第百三十一条―第百三十三条）
第三節　検査方法	第三節　検査方法（第百三十四条―第百四十七条）
第一款　基準ガラス製温度計（第百三十四条―第百四十七条）	［新設］
第二款　体温計用基準電気式温度計（第百四十七条の二・第百四十七条の三）	［新設］